

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日  
に  
そ  
の  
日  
に  
休  
む  
と  
す  
る  
日  
の  
翌  
日  
を  
指  
す  
)

## 目 次

- ◇ 告 示 国定公園の公園計画の一部の変更(自然保護課)
- 土地改良事業の工事の完了(農村整備課)
- 都市計画事業の認可(都市計画課)
- 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 公安告示 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき公開による聴聞(シ)
- ◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(商工指導課)

## 告 示

### 鳥取県告示第七百三十二号

自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第十二条第二項の規定に基づき、氷ノ山後山那岐山国定公園の公園計画の一部を変更したので、同

法第十三条第三項において準用する同法第十二条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県衛生環境部自然保護課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成四年九月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次の道路(歩道)の一部を削除する。

路 線 名 削除する区間

扇ノ山登山線 起点 八頭郡郡家町(姫路・歩道分岐点)

終点 八頭郡郡家町(扇ノ山頂上)

### 鳥取県告示第七百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年九月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	東伯町	土地改良事業の名称	単県土地改良事業倉坂地区区画整理 第三期山村振興農林漁業対策事業宮場地 区農業用排水 同和对策農業基盤整備事業下伊勢地区は 場整備	工事完了年月日	平成二年三月二十日 " 昭和五十五年三月二十日
------	-----	-----------	---	---------	-------------------------------

鳥取県告示第七百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年九月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称  
鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取都市計画公園事業四号 久松緑地
- 三 事業施行期間  
平成四年九月八日から平成五年三月三十一日まで
- 四 事業地  
1 収用の部分 なし

2 使用の部分 なし

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年九月八日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ばちんこ遊技機	CRミラージュナイト	株式会社三洋物産
"	テレホン	"
"	ブルーハワイ	"
"	まんぷく丸	"
"	まんぷく丸II	"

〃	三賢王	〃
〃	セーテイナーセゾン	マルホン工業株式会社
〃	レビュー	〃
〃	マジカル	〃
〃	ミラクルショット	〃
〃	スーパーマプラス	〃
〃	エルドラド2	株式会社大一商会
〃	CRエルドラド	〃
〃	ミリオンスンチ	〃
〃	フューバーパワフルII	株式会社三共
〃	フューバーパワフルIII	〃

鳥取県公安委員会告示第八十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

平成四年九月八日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

一 聴聞の期日及び場所

平成四年九月十六日 午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

米子市安倍八四七一二三  
宮岡裕子

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成4年9月22日までに鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

平成4年9月8日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 篤 篤

○法第5条第1項の届出に係るもの

(1) 届出者の名称及び住所

株式会社ユニサン

米子市安倍103-1

(2) 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社ユニサン錦海店

米子市錦海町一丁目10-4

(3) 開店日

平成5年7月15日

(4) 店舗面積

770㎡

(5) 主として販売する物品の種類

食料品、雑貨他